

# 平成26年度 統計法施行状況報告

平成27年6月25日

総務省

政策統括官  
(統計基準担当)



## はじめに

「平成26年度 統計法施行状況報告」は、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第55条第2項の規定に基づき、平成26年度中の法の施行状況に関し、各府省等の報告を総務省において取りまとめ、その概要を記述したものであり、インターネット等を通じて公表するとともに、統計委員会に報告するものである。

平成26年度においては、法第4条の規定に基づき、第Ⅱ期目となる「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定。以下本項において「基本計画」という。）が第Ⅰ期のものを変更して定められており、本報告書は、その推進状況について、初めて取りまとめているほか、公的統計の作成状況、調査票情報等の利用及び提供状況など、法の条文ごとの施行状況を概括することができる内容となっている。

なお、構成については、「本編」、「別編」及び「資料編」の3編構成とし、各編の内容は以下のとおりである。

本 編： 基本計画の推進状況、公的統計の作成状況、調査票情報等の利用及び提供状況など、法の施行状況を条文ごとに概括したもの。

別 編： 基本計画に掲載された個々の施策の進捗状況について各府省の報告を取りまとめたもの。

資料編： 「本編」に加え、法の施行状況を概観する上で参考となる資料を掲載したもの。

## 目 次

【本編】	5
I 基本計画	6
1 基本計画	6
(1) 基本計画に関する法施行状況報告	6
(2) 第Ⅱ期基本計画の概要	6
2 取組状況	7
(1) 全体の状況	7
(2) 平成26年度の主な取組実績	7
II 公的統計の作成	9
1 基幹統計	9
(1) 基幹統計の指定、変更等の状況	9
(2) 法定の基幹統計の状況	10
(3) 基幹統計調査の実施又は変更等の承認状況	11
(4) 統計調査以外の方法により作成する基幹統計に関する通知の状況	12
(5) 基幹統計調査の実施状況	12
(6) 基幹統計の公表の状況	13
2 一般統計調査	14
(1) 一般統計調査の実施又は変更等の承認状況	14
(2) 一般統計調査の実施状況	15
(3) 一般統計調査の結果の公表の状況	16
3 政令で定める地方公共団体が行う統計調査	17
(1) 政令で定める地方公共団体が行う統計調査の届出状況	17
(2) 政令で定める地方公共団体が行う統計調査の実施状況	17
4 届出独立行政法人等が行う統計調査	17
5 事業所母集団データベース	18
(1) 事業所母集団データベースの整備及び情報の利用状況	18
(2) 重複是正及び調査履歴登録の実施状況	18
6 統計基準の設定	19
7 法に基づく協力要請	20
(1) 国の行政機関に対する行政記録情報の提供の要請状況	20
(2) 国の行政機関に対する調査、報告その他の協力の要請状況	20
(3) 地方公共団体及びその他の関係者に対する協力の要請状況	20
(4) 総務大臣が行う協力の要請状況	20

III	調査票情報等の利用及び提供	21
1	調査票情報の二次利用	21
2	調査票情報の提供	21
3	委託による統計の作成等の実施	23
4	匿名データの作成、提供	23
5	調査票情報等の適正管理のための措置	24
IV	統計委員会	26
V	その他	28
1	統計情報の提供（e-Statの取組等）	28
2	罰則等	29
3	指定委託法人の検討（法附則第17条に基づく本則第37条の見直しの検討）	29
	<b>【別編】</b>	31
	[基本計画 事項別推進状況]	
	「第1 施策展開に当たっての基本的な視点及び方針」関係	32
	「第2 公的統計の整備に関する事項」関係	32
	「第3 公的統計の整備に必要な事項」関係	50
	「第4 基本計画の推進」関係	66

【資料編】	69
[統計法関連]	
資料1 統計法の概要	71
[基本計画関連]	
資料2 「公的統計の整備に関する基本的な計画」概要	73
資料3 「公的統計の整備に関する基本的な計画」の推進体制	76
資料4 オンライン調査の推進に係る各府省の検討状況又は進捗状況	77
資料5 統計職員等の人材の育成・確保の状況	81
資料6 統計関連業務における民間委託の状況	83
[公的統計の作成関連]	
資料7 基幹統計調査の承認一覧	85
資料8 統計委員会における諮問・答申実績	86
資料9 基幹統計調査の年度別承認件数	87
資料10 基幹統計の公表までの期間	88
資料11 一般統計調査の承認一覧	89
資料12 一般統計調査の年度別承認件数	91
資料13 一般統計調査の結果の公表までの期間	92
資料14 都道府県別統計調査の届出件数、実施件数、中止件数	95
資料15 指定都市別統計調査の届出件数、実施件数、中止件数	95
[調査票情報等の利用及び提供関連]	
資料16 法第32条の規定に基づく調査票情報の二次利用（実績）	96
資料17 法第33条の規定に基づく調査票情報の提供（実績）	98
資料18 「調査票情報の二次利用及び提供」の活用事例	100
資料19 オーダーメイド集計及び匿名データの利用可能な統計調査	104
資料20 オーダーメイド集計及び匿名データの提供（実績）	105
[統計委員会関連]	
資料21 統計委員会委員名簿	107
資料22 統計委員会臨時委員名簿	108
資料23 統計委員会専門委員名簿	109
資料24 統計委員会開催状況（第75回～第85回）	110
資料25 統計委員会が軽微な事項と認めるもの	112
[その他関連]	
資料26 国連アジア太平洋統計研修所 1970年からの研修事業参加者数	113
資料27 政府統計の総合窓口（e-Stat）について	115
資料28 政府統計共同利用システムについて	116
資料29 指定委託法人の検討（統計法附則第17条に基づく本則第37条の見直しの 検討）について（各府省等に対する意見照会結果と対応）	117

## 【本 編】

## I 基本計画

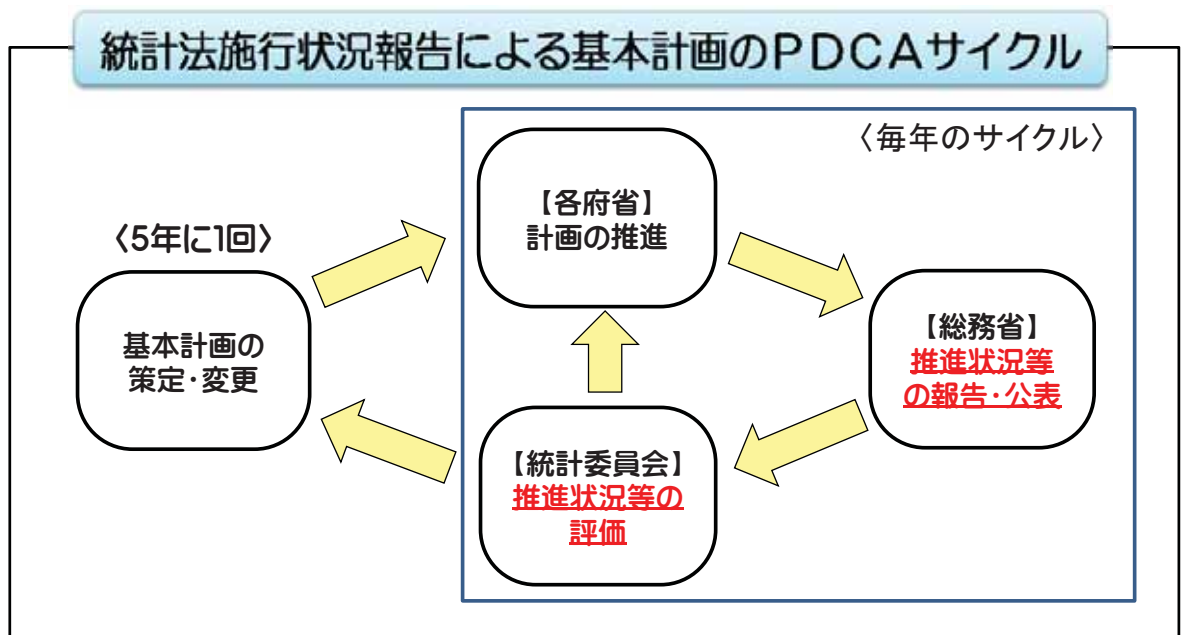
### 1 基本計画

#### (1) 基本計画に関する法施行状況報告

法第4条第1項において、政府は、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を定めなければならないと規定されている。

この基本計画については、法第4条第6項において、統計をめぐる社会経済情勢の変化を勘案し、及び公的統計の整備に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに変更することが定められているが、この「効果に関する評価」は、法第55条の規定に基づく総務大臣による法施行状況報告に対する統計委員会の審議によって実施される。このため、総務大臣は、毎年度、法施行状況報告を取りまとめ公表するとともに、統計委員会へ報告することとされている。

第Ⅰ期基本計画（計画期間：平成21年度から平成25年度まで）は、平成21年3月に閣議決定されたが、その後、毎年度の法施行状況報告による評価を経て、第Ⅰ期基本計画を変更した計画として、第Ⅱ期基本計画（計画期間：平成26年度から平成30年度まで）が、平成26年3月に閣議決定された。



#### (2) 第Ⅱ期基本計画の概要

第Ⅱ期基本計画（以下の記述において、単に「基本計画」という場合は、第Ⅱ期基本計画を指す。）は、公的統計の整備に関する基本的な方針や取組の方向性、継続的な取組事項等を示した「本文」と、平成26年度からおおむね5年間に各府省が講ずべき具体的な措置、方策、実施時期等を定めた「別表」で構成されており、別表には、国民経済計算の整備などの「公的統計の整備に関する事項」とオンライン調査の推進などの「公的統計の



整備に必要な事項」が計107事項掲載されている。

別表記載の107事項を、取組の着手期限で分別すると、平成26年度を着手期限とする事項が57事項、27年度を着手期限とする事項が21事項、28年度以降を着手期限とする事項（期限未定を含む。）が29事項となっており、26年度を着手期限とする57事項のうち、国勢調査の調査方法の見直しなど6事項は、26年度末までの取組完了が求められている。

## 2 取組状況

### (1) 全体の状況

基本計画の別表に掲げられた107事項について、各府省から報告された平成26年度の取組状況をみると、各府省は、26年度末までに94事項（87.9%）について、基本計画が求めている措置を講ずるための取組に着手している。

また、これら107事項の着手期限別の取組状況は、表1のとおりであり、平成26年度を着手期限とする事項は全て着手済みであるほか、27年度を着手期限とする事項についても、8割以上が着手済みとなっているなど、順次取組が進んでいる状況である。

なお、107事項のうち、平成26年度末までに取組を終えなければならない6事項については、5事項が実施済み、1事項が継続実施となっている。

表1 着手期限別取組状況（平成26年度末時点）

	該当 事項数(A)	着手済 事項数(B)	着手率 (B/A)
平成26年度を着手期限とする事項	57	57	100.0%
平成27年度を着手期限とする事項	21	17	81.0%
平成28年度以降を着手期限とする事項等	29	20	69.0%
合計	107	94	87.9%

注) 「平成26年度を着手期限とする事項」とは、基本計画別表に記載された実施時期が、「平成26年度末までに実施」や「平成26年度から実施」などとされている事項のほか、「平成27年調査の企画時期までに結論を得る」などとされている事項を指す。

「平成27年度を着手期限とする事項」及び「平成28年度以降を着手期限とする事項等」も同様の整理であるが、後者については、期限が明確に定められていない事項を含む。

### (2) 平成26年度の主な取組実績

基本計画別表記載事項に関する各府省の個別の取組実績のうち、主なものは、表2のとおりである。

なお、平成26年度における全事項の取組実績については、別編「基本計画 事項別推進状況」を参照のこと。

表2 平成26年度における各府省の主な取組実績

基本計画の概要	主な取組実績
<p>【産業関連統計の体系的整備】</p> <p>◇ 売上高等の集計に関する消費税の取扱い（消費税込、消費税抜の補正）について、早期に結論を得る。</p>	<p>⇒ 消費税込・税抜のデータが混在して集計されている主要構造統計調査については、税抜データを補正集計し、公表する方向でガイドライン案に関するおおむねの合意を得た。</p>
<p>【交通に関する統計の整備】</p> <p>◇ 物流の効率化を輸送モード横断的に評価するため、輸送貨物品目分類の統一及び品目別輸送量の把握を行う。</p> <p>◇ 内航海運や自動車における燃料消費量を把握する統計の精度向上に取り組む。</p>	<p>⇒ 自動車輸送統計調査及び内航船舶輸送統計調査について、輸送貨物品目分類の見直しを行った。</p> <p>⇒ 内航船舶輸送統計調査について、新たに月間総燃料消費量についても目標精度を設定した標本設計により、調査を実施することとした。          &lt;国土交通省&gt;</p>
<p>【人口・社会、労働関連統計の整備】</p> <p>◇ 医療、福祉及び介護に関連する統計について、統計体系の全体像を整理し、公表する。</p> <p>◇ 国勢調査について、オンライン調査の全国拡大、報告者の特性に配慮した記入支援等の見直しを進めるほか、調査結果の公表早期化に努める。</p> <p>◇ 社会教育調査について、施設の利活用・運営状況など新たな調査内容を含めた統計の整備を検討する。</p> <p>◇ 労働者の区分等について、関係府省の所管調査における実査可能性や影響等の検証を実施する。その結果を基に見直し内容の結論を得て、順次調査の見直しを行う。</p>	<p>⇒ 「厚生労働統計調査・業務統計等体系図（分野別・対象別一覧表）」を厚生労働省ホームページに掲載した。          &lt;厚生労働省&gt;</p> <p>⇒ オンライン調査の全国展開や「オンライン調査先行方式」の導入、任意封入方式の採用、結果の早期提供などの見直し案を盛り込んだ実施計画案を統計委員会に諮問し、答申を得た。          &lt;総務省&gt;</p> <p>⇒ 各社会教育施設の「運営状況に関する評価の実施状況」に関する項目等を追加した実施計画案を統計委員会に諮問し、答申を得た。          &lt;文部科学省&gt;</p> <p>⇒ 常用労働者と臨時労働者の区分の変更、及び常用労働者の内訳区分の改善の内容について、おおむねの合意を得た。</p>
<p>【オンライン調査の推進】</p> <p>◇ オンライン調査の導入状況や課題等に係る情報を共有する場を設置し、各府省の取組を支援する。</p>	<p>⇒ 「オンライン調査推進会議」及び「オンライン調査の推進に関するワーキンググループ」を設置し、「オンライン調査の推進に関する行動指針」の策定に向けて議論を行った。</p>

注) 「主な取組実績」欄に府省名の記載がないものは、府省横断的事項である。

## Ⅱ 公的統計の作成

### 1 基幹統計

#### (1) 基幹統計の指定、変更等の状況

法第2条第4項の規定では、国の行政機関が作成する統計のうち、

- ・ 国勢統計（国勢調査により作成される統計）
- ・ 国民経済計算
- ・ 政策上特に重要な統計、民間で広く利用されると見込まれる統計又は国際条約等においてその作成が求められている統計等として、総務大臣が指定した統計

を基幹統計としており、平成26年度末現在において、基幹統計の総数は、55統計となっている（表3参照）。

表3 基幹統計一覧（平成26年度末現在）

内閣府<1統計>	農林水産省<7統計>
国民経済計算	農林業構造統計
総務省<11統計>	牛乳乳製品統計
国勢統計	作物統計
住宅・土地統計	海面漁業生産統計
労働力統計	漁業構造統計
小売物価統計	木材統計
家計統計	農業経営統計
個人企業経済統計	経済産業省<10統計>
科学技術研究統計	工業統計
地方公務員給与実態統計	経済産業省生産動態統計
就業構造基本統計	商業統計
全国消費実態統計	ガス事業生産動態統計
社会生活基本統計	石油製品需給動態統計
財務省<2統計>	商業動態統計
法人企業統計	特定サービス産業実態統計
民間給与実態統計	経済産業省特定業種石油等消費統計
文部科学省<4統計>	経済産業省企業活動基本統計
学校基本統計	鉱工業指数
学校保健統計	国土交通省<9統計>
学校教員統計	港湾統計
社会教育統計	造船造機統計
厚生労働省<9統計>	建築着工統計
人口動態統計	鉄道車両等生産動態統計
毎月勤労統計	建設工事統計
薬事工業生産動態統計	船員労働統計
医療施設統計	自動車輸送統計
患者統計	内航船舶輸送統計
賃金構造基本統計	法人土地・建物基本統計
国民生活基礎統計	総務省及び経済産業省<1統計>
生命表	経済構造統計
社会保障費用統計	内閣府、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省<1統計>
	産業連関表
<合計 55統計（平成25年度末 55統計）>	

法第7条においては、基幹統計の指定をしようとするとき又は指定の変更若しくは解除をしようとするときは、統計委員会の意見を聴かなければ

ならないと規定されている。

平成26年度の統計委員会における諮問・答申の実績は、資料8（P86参照）のとおりである。

平成26年度に、法第7条第2項の規定に基づき基幹統計の指定を行ったものはない。

また、平成26年度に、法第7条第3項の規定に基づく指定の変更を行った基幹統計は、商業動態統計、学校基本統計、薬事工業生産動態統計及び社会教育統計であり、指定の解除を行ったものはない（表4参照）。

表4 指定・変更・解除を行った基幹統計（平成26年度）

基幹統計	指定・変更・解除の別	内容
商業動態統計	変更（平成26年9月30日）	名称を「商業動態統計調査」から「商業動態統計」に変更
学校基本統計	変更（平成26年11月19日）	名称を「学校基本調査」から「学校基本統計」に変更
薬事工業生産動態統計	変更（平成26年11月19日）	作成目的を「医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品に関する毎月の生産の実態等を明らかにすることを目的とする。」に変更
社会教育統計	変更（平成27年3月25日）	名称を「社会教育調査」から「社会教育統計」に変更

注）（ ）内の日付は、法第7条第2項の規定に基づく公示を行った日である。

## （2）法定の基幹統計の状況

### ① 国勢統計

法第5条第2項において、総務大臣は、国勢調査を10年ごとに行い、国勢統計を作成しなければならないと規定されている。ただし、当該国勢調査を行った年から5年目に当たる年には簡易な方法による国勢調査を実施し、国勢統計を作成することとされている。

平成26年度は、27年に実施される国勢調査について、基幹統計調査の変更を求める承認申請があり、当該申請について26年6月16日に統計委員会に諮問を行い、同年10月20日に答申がなされ、本件についての承認を行った。

その後、総務省において調査の実施に向けた準備が進められている。

### ② 国民経済計算

法第6条第1項において、内閣総理大臣は、国際連合の定める国民経済計算の体系に関する基準に準拠し、国民経済計算の作成基準を定め、これに基づき、毎年少なくとも一回、国民経済計算を作成しなければならないと規定されている。

また、同条第2項では、作成基準を定めようとするとき又は変更しようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならないと規定され、同条第3項では、作成基準を定めたとき又は変更したときは、これを公示しなければならないと規定されている。

平成26年度に、内閣府は、平成26年度国民経済計算確報を作成・公表するとともに、四半期1次速報及び2次速報をそれぞれ4回、作成・公表した。

国民経済計算の作成基準については、新たな国際連合における基準（2008 SNA）等国際動向への対応のための所要の変更について、平成26年9月10日に統計委員会に諮問され、27年3月23日に答申がなされた。

### （3）基幹統計調査の実施又は変更等の承認状況

法第2条第5項では、国の行政機関、地方公共団体又は独立行政法人等が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査を統計調査と定義し、同条第6項では、基幹統計の作成を目的とする統計調査を基幹統計調査と定義している。

また、法第9条又は第11条では、国の行政機関の長は、基幹統計調査を実施する場合又は基幹統計調査を変更し、若しくは中止する場合は、あらかじめ総務大臣の承認を受けなければならないこととされており、総務大臣は、承認の申請があったときは、統計委員会が軽微な事項と認めるもの（資料25（P112）参照）を除き、同委員会の意見を聴かなければならないと規定されている。

平成26年度末現在、基幹統計の総数55のうち、統計調査以外の方法により作成する統計（加工統計）は5統計（国民経済計算、産業連関表、生命表、社会保障費用統計及び鉱工業指数）であり、残りの50統計は統計調査により作成する統計（調査統計）である。調査統計のうち、経済構造統計を作成するための統計調査は、「経済センサス - 基礎調査」及び「経済センサス - 活動調査」の2調査があるため、基幹統計調査の総数は51となる。

平成26年度に、基幹統計調査の実施又は変更若しくは中止の承認申請が行われた件数は22件であり、承認に当たり同年度に統計委員会に諮問を行ったものは11件、同年度に総務大臣が承認を行ったものは24件となっている（表5参照）。



表5 基幹統計調査に係る申請件数等 (平成26年度)

府省名	総務大臣への 申請件数	うち統計委員会へ の諮問件数	総務大臣の承認件数
総務省	2	1	2
財務省	0	0	0
文部科学省	3	2	3
厚生労働省	3	0	5<2>
農林水産省	3	0	3
経済産業省	5	2	6<1>
国土交通省	5	3	5
総務省・経済産業省	1(1)	1(1)	0
合計	22(1)	9(1)	24<3>
(参考) 平成25年度の実績	12《3》	10《3》	11《2》

注1) 「総務大臣への申請件数」及び「うち統計委員会への諮問件数」の( )の数値は、平成26年度に承認申請が行われ、諮問が行われたが、26年度末までに承認に至っていないもの(「経済センサス - 活動調査」)の件数である。

注2) 「総務大臣の承認件数」の< >の数値は、平成25年度に承認申請が行われ、26年度に承認が行われたもの(「医療施設調査」、「患者調査」及び「商業動態統計調査」)に係る承認の件数である。

注3) (参考)平成25年度の実績における「総務大臣への申請件数」及び「うち統計委員会への諮問件数」の《 》の数値は、25年度に承認申請が行われ、諮問が行われたが、25年度末までに承認に至らなかった「医療施設調査」、「患者調査」及び「商業動態統計調査」が該当し、「総務大臣の承認件数」の《 》の数値は、平成25年度末までに承認に至らなかった「経済センサス - 基礎調査」及び「商業統計調査」が該当する。

#### (4) 統計調査以外の方法により作成する基幹統計に関する通知の状況

平成26年度末現在、統計調査以外の方法により作成する基幹統計は、国民経済計算、産業連関表、生命表、社会保障費用統計及び鉱工業指数の5統計である。

法第26条第1項において、国の行政機関の長は、統計調査以外の方法により基幹統計を作成する場合又はその作成方法を変更する場合には、その作成方法について、あらかじめ総務大臣に通知をしなければならないと規定され、同条第2項及び第3項では、総務大臣は、当該通知のあった基幹統計の作成方法を改善する必要があると認める場合には、統計委員会の意見を聴いた上で当該行政機関の長に対して意見を述べるものと規定されている。

平成26年度に総務大臣に対して行われた統計調査以外の方法による基幹統計の作成方法の通知は、鉱工業指数の2件となっている。

#### (5) 基幹統計調査の実施状況

平成26年度に実施された基幹統計調査は、41件となっている。

このうち、おおむね1年以下の周期(毎月、毎四半期、毎年など)で行

われる調査（経常調査）は36件、それ以外の周期（2年に1回など）で行われる調査（周期調査）は5件となっている。

また、法第14条において、国の行政機関の長は、基幹統計調査の実施のため必要がある場合には、統計調査員を置くことができると規定され、法第15条で、国の行政機関の長は、立入検査等ができることと規定されている。また、法第16条で、基幹統計調査に関する事務の一部は、地方公共団体（教育委員会を含む。）が行うこととすることができることと規定されている。

平成26年度に実施された41件の基幹統計調査のうち、統計調査員により調査を実施しているものは19件、立入検査等に係る手続を規定しているものは13件、基幹統計調査に関する事務の一部を地方公共団体が行うこととしているものは22件となっている（表6参照）。

表6 基幹統計調査の実施件数等（平成26年度）

府省名	基幹統計調査の実施件数					
	うち 周期 調査	うち 経常 調査	うち法第14条に 定める統計員 による調査	うち法第15条に 基づき立入検査 等を行う調査	うち法第16条に 基づき地方公共 団体の事務の一部 を行う調査	
総務省	7	2	5	6	0	6
財務省	2	0	2	0	1	0
文部科学省	2	0	2	0	1	2
厚生労働省	7	1	6	4	3	6
農林水産省	6	1	5	4	6	1
経済産業省	9	1	8	4	0	4
国土交通省	8	0	8	1	2	3
合計	41	5	36	19	13	22
(参考) 平成25年度の実績	41	6*	36*	18	13	23

\* 国民生活基礎調査においては、周期調査と経常調査の両方を行っているため、「うち周期調査」と「うち経常調査」のそれぞれに1件として計上している。このため、周期調査と経常調査の件数を合計しても、「基幹統計調査の実施件数」とは一致しない。

## (6) 基幹統計の公表の状況

法第8条第1項において、基幹統計を作成したときは、当該基幹統計をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないと規定されている。

平成26年度に、国の行政機関が第一報の公表を行った基幹統計は、45件となっている（表7参照）。これらの統計のうち、経常調査により作成された36件について、各調査の調査期間終了時から第一報公表までの期間は、平均66日である（資料10（P88）参照）。

表7 公表を行った基幹統計の件数 (平成26年度)

府省等名	公表を行った基幹統計の件数			
		うち統計調査以外の方法により作成された基幹統計の公表件数	うち統計調査により作成された基幹統計の公表件数	
			うち周期調査により作成された統計	うち経常調査により作成された統計
内閣府	1	1	0	0
総務省	6	0	1	5
財務省	2	0	0	2
文部科学省	3	0	1	2
厚生労働省	8	2	0	6
農林水産省	6	0	1	5
経済産業省	9	1	0	8
国土交通省	9	0	1	8
内閣府、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省	1	1	0	0
合計	45	5	4	36
(参考) 平成25年度の実績	40	4	1	35

注1) 平成26年度に第一報の公表を行った基幹統計を計上している。

注2) 統計調査以外の方法により作成された基幹統計は、国民経済計算(内閣府)、産業連関表(内閣府、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省)、生命表(厚生労働省)、社会保障費用統計(厚生労働省)及び鉱工業指数(経済産業省)である。

## 2 一般統計調査

### (1) 一般統計調査の実施又は変更等の承認状況

法第2条第7項においては、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外の統計調査を一般統計調査と定義し、法第19条又は第21条第1項においては、国の行政機関の長が新たな一般統計調査を実施する場合又は従前から行われている一般統計調査を変更(総務省令で定める軽微な変更を除く。)する場合は、あらかじめ総務大臣の承認を受けなければならないと規定されている。

また、法第21条第3項においては、一般統計調査を中止する場合、当該調査を実施する国の行政機関の長は、あらかじめ総務大臣にその旨を通知しなければならないと規定されている。

平成26年度に、総務大臣が承認を行った一般統計調査は、63件である(表8参照)。



表 8 一般統計調査に係る承認件数 (平成26年度)

府省等名	承認した一般統計調査の件数		
		うち新規の申請	うち変更等の申請
内閣府	4	1	3
総務省	8(1)	2(1)	6
財務省	0	0	0
文部科学省	1	1	0
厚生労働省	24	2	22
農林水産省	5	1	4
経済産業省	9(1)	1(1)	8
国土交通省	8	0	8
環境省	1	1	0
人事院	3	0	3
合計	63(1)	9(1)	54
(参考)* 平成25年度の実績	72	19	53

注1) ( ) 内の数値は共管調査(複数の府省が共同で行う調査)の数であり、承認件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の承認件数を単純合計しても、合計には一致しない。

注2) 平成26年度においては、複数回承認されている場合それぞれ1件と計上している。

注3) 「\*」については、産業連関構造調査については総務省において1件と計上している(以下の表も同じ)。また、複数回承認されている場合1件と計上している。

## (2) 一般統計調査の実施状況

平成26年度に、国の行政機関が実施した一般統計調査は、187件となっている(表9参照)。

表 9 一般統計調査の実施状況 (平成26年度)

府省等名	一般統計調査の		
	実施件数	うち周期調査	うち経常調査
内閣府	11(1)	1	10(1)
総務省	10(2)	4(1)	6(1)
財務省	4(1)	0	4(1)
文部科学省	12(1)	1	11(1)
厚生労働省	55(1)	17	38(1)
農林水産省	29(1)	3	26(1)
経済産業省	31(4)	3(2)	28(2)
国土交通省	26(1)	6(1)	20
環境省	5	1	4
人事院	4	1	3
合計	187(6)	37(2)	150(4)
(参考)* 平成25年度の実績	191(8)	42	149(8)

注) ( ) 内の数値は共管調査(複数の府省が共同で行う調査)の数であり、実施件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の調査実施件数を単純合計しても、合計には一致しない。

なお、平成26年度末現在で、承認が有効となっている一般統計調査は、253件（このうち、平成26年度に新規調査として行われたものが8件）となっている。

### （3）一般統計調査の結果の公表の状況

法第23条第1項においては、一般統計調査の結果を作成したときは、特別な事情がある場合を除き、当該結果をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないと規定されている。

平成26年度に、同項の規定に基づき国の行政機関が第一報の公表を行った一般統計調査の結果は、176件となっている（表10参照）。これらの統計のうち、経常調査により作成された144件について、各調査の調査期間終了時から第一報公表までの期間は、平均135日である（資料13（P92）参照）。

表10 一般統計調査の結果の公表件数（平成26年度）

府省等名	一般統計調査の結果の公表件数		
		うち周期調査により作成された統計	うち経常調査により作成された統計
内閣府	11(1)	1	10(1)
総務省	7(1)	2	5(1)
財務省	4(1)	0	4(1)
文部科学省	12(1)	1	11(1)
厚生労働省	46(1)	11	35(1)
農林水産省	30(1)	3	27(1)
経済産業省	30(2)	3	27(2)
国土交通省	29	9	20
環境省	4	1	3
人事院	3	1	2
合計	176(4)	32	144(4)
(参考) 平成25年度の実績	167(4)	25	142(4)

注1) 平成26年度に第一報の公表を行った一般統計調査を計上している。

注2) ( ) 内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、公表を行った一般統計調査の件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の公表を行った一般統計調査の件数を単純合計しても、合計には一致しない。

### 3 政令で定める地方公共団体が行う統計調査

#### (1) 政令で定める地方公共団体が行う統計調査の届出状況

法第24条第1項においては、政令で定める地方公共団体（平成27年3月31日現在で、47都道府県及び20指定都市）の長が統計調査を行おうとする場合には、あらかじめ総務大臣に届け出なければならないと規定されており、これを変更しようとするときも同様とされている。

平成26年度に、政令で定める地方公共団体の長が、統計調査の新規実施の届出を行った件数は134件、統計調査の変更の届出を行った件数は119件となっている（表11参照）。

表11 政令で定める地方公共団体が行う統計調査の届出件数（平成26年度）

	統計調査の新設の届出件数	統計調査の変更の届出件数
都道府県	96	95
指定都市	38	24
合計	134	119
(参考) 平成25年度の実績	150	116

注) 連名で届出がなされたものについては、それぞれの都道府県・指定都市に計上している。

#### (2) 政令で定める地方公共団体が行う統計調査の実施状況

平成26年度に、政令で定める地方公共団体が実施した統計調査の件数は511件となっている（表12参照）。

表12 政令で定める地方公共団体が実施した統計調査数（平成26年度）

	都道府県	指定都市	合計
実施した統計調査の件数	451	60	511
(参考) 平成25年度の実績	448	98	546

### 4 届出独立行政法人等が行う統計調査

法第25条においては、独立行政法人等（その業務の内容その他の事情を勘案して大規模な統計調査を行うことが想定されるものとして政令で定めるものに限る。）が、統計調査を行おうとする場合には、あらかじめ総務大臣に届け出なければならないと規定されており、これを変更しようとするときも同様とされている。平成26年度末現在、同条の規定による届出を行った独立行政法人等（以下「届出独立行政法人等」という。）は日本銀行のみである。

平成26年度に行われた統計調査の新規実施の届出の件数は0件、変更の届出の件数は1件となっている。

また、届出独立行政法人等が、平成26年度に実施した統計調査の件数は3件となっている。

## 5 事業所母集団データベース

### (1) 事業所母集団データベースの整備及び情報の利用状況

法第27条第1項においては、総務大臣は、事業所母集団データベースを整備するものと規定されており、同条第2項では、国の行政機関の長、政令で定める地方公共団体の長、届出独立行政法人等は、事業所に関する統計調査の対象の抽出又は事業所に関する統計の作成を目的とする場合には、事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けることができると規定されている。

平成26年度に、国の行政機関、政令で定める地方公共団体、届出独立行政法人等が事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けた件数は139件となっている（表13参照）。

表13 事業所母集団データベースの情報の利用状況（平成26年度）

提供先 府省等名	提供を受けた件数			
	うち調査対象の 抽出目的	うち統計の作成 目的	うち調査対象の抽出 及び統計の作成目的	
内閣府	3	3	0	0
総務省	9	4	3	2
財務省	0	—	—	—
文部科学省	1	1	0	0
厚生労働省	12	12	0	0
農林水産省	5	5	0	0
経済産業省	5	3	1	1
国土交通省	2	1	1	0
環境省	2	2	0	0
人事院	2	1	1	0
都道府県	69	65	3	1
指定都市	29	24	4	1
届出独立行政法人等	0	—	—	—
合計	139	121	13	5
(参考) 平成25年度の実績	75	70	3	2

### (2) 重複是正及び調査履歴登録の実施状況

法第27条においては、事業所母集団データベースを整備する目的の一つとして、統計調査における被調査者の負担の軽減に資することが掲げられている。

国の行政機関は、事業所母集団データベースを利用することにより、事業所・企業を対象とした統計調査について、①各統計調査において調査対象となった又は回答を行った個々の事業所・企業の履歴の登録（調査履歴登録）を行うとともに、②統計調査の実施前に調査対象を確認し、過重な調査負担が課されている事業所・企業を統計調査の対象から除外（重複是正）している。

平成26年度に、国の行政機関が、事業所母集団データベースを用いて重複是正を行った統計調査は重複是正の対象となる87件のうち83件（実施率95.4%）、調査履歴登録を行った統計調査は調査履歴登録の対象となる166件のうち159件（実施率95.8%）となっている（表14参照）。

表14 重複是正及び調査履歴登録の実施状況（平成26年度）

府省等名	重複是正			調査履歴登録		
	対象調査数	実施調査数	実施率 (%)	対象調査数	実施調査数	実施率 (%)
内閣府	3(1)	3(1)	100.0	6(1)	6(1)	100.0
総務省	6(1)	6(1)	100.0	10(2)	10(2)	100.0
財務省	3(1)	3(1)	100.0	3(1)	3(1)	100.0
文部科学省	2	2	100.0	10(1)	10(1)	100.0
厚生労働省	21	20	95.2	35(1)	35(1)	100.0
農林水産省	25(1)	24(1)	96.0	32(1)	32(1)	100.0
経済産業省	11(2)	10(2)	90.9	41(4)	41(4)	100.0
国土交通省	12	11	91.7	24(1)	17(1)	70.8
環境省	1	1	100.0	2	2	100.0
人事院	3	3	100.0	3	3	100.0
合計	87(3)	83(3)	95.4	166(6)	159(6)	95.8
(参考) 平成25年度の実績	90(3)	81(3)	90.0	166(7)	151(7)	91.0

注) ( ) 内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省等の対象調査数等の件数を単純合計しても、合計には一致しない。

## 6 統計基準の設定

法第2条第9項においては、公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための技術的な基準を、統計基準と定義し、法第28条では、総務大臣が統計基準を定め、これを公示しなければならないと規定されている（統計基準を廃止又は変更する場合も同様）。

平成26年度に、統計基準の変更を行ったものは、「疾病、傷害及び死因の統計分類」の1件であり、統計委員会への諮問などの必要な手続を経て、平成27年2月13日に公示された（28年1月1日施行）（表15参照）。

表15 統計基準の設定状況（平成26年度末現在）

統計基準名	統計基準の概要	公示日	施行日
日本標準職業分類	統計を職業別に表示する場合に使用する基準	平成21年 12月21日	平成22年 4月1日
指数の基準時に関する統計基準	指数を作成する場合に使用する基準	平成22年 3月31日	平成22年 4月1日
季節調整法の適用に当たっての統計基準	季節調整法を適用する場合に守るべき手法や公表事項の基準	平成23年 3月25日	平成23年 5月1日
日本標準産業分類	統計を産業別に表示する場合に使用する基準	平成25年 10月30日	平成26年 4月1日
疾病、傷害及び死因の統計分類	統計を疾病、傷害及び死因別に表示する場合に使用する基準	平成27年 2月13日	〔平成28年〕 1月1日

## 7 法に基づく協力要請

### (1) 国の行政機関に対する行政記録情報の提供の要請状況

法第29条第1項においては、国の行政機関の長は、国の他の行政機関が保有する行政記録情報を用いることにより正確かつ効率的な統計の作成又は統計調査における被調査者の負担の軽減に相当程度寄与すると認められるときは、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対してその情報の提供を求めることができると規定されている。

平成26年度に、国の行政機関が行政記録情報の提供を受けた件数は3件となっている（平成25年度の実績は3件）。

### (2) 国の行政機関に対する調査、報告その他の協力の要請状況

法第29条第2項においては、国の行政機関の長は、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するために必要があると認めるときは、国の他の行政機関の長に対し、調査、報告その他の協力を求めることができると規定されている。

平成26年度に、国の行政機関が、国の他の行政機関に対し協力要請を行った件数は25件となっており、全ての協力要請が応諾されている（平成25年度の実績はなかった。）。

### (3) 地方公共団体及びその他の関係者に対する協力の要請状況

法第30条においては、国の行政機関の長は、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するために必要があると認めるときは、地方公共団体の長その他の関係者に対し、協力を求めることができると規定されている。

平成26年度に、国の行政機関が、地方公共団体の長その他の関係者に対して協力要請を行った件数は12件となっており、全ての協力要請が応諾されている（平成25年度の要請・応諾の実績は13件）。

### (4) 総務大臣が行う協力の要請状況

法第31条においては、総務大臣は、統計委員会の意見を聴いた上で、基幹統計の作成のために必要があると認めるときは、当該基幹統計を作成する国の行政機関以外の国の行政機関の長その他の関係者に対し、当該基幹統計を作成する国の行政機関の長への必要な資料の提供その他の協力を行うよう求めることができると規定されている。

平成26年度に、総務大臣から国の行政機関及びその他の関係者に対し資料の提供その他の協力を行うよう求めた実績はなかった（平成25年度も実績はなかった。）。



### Ⅲ 調査票情報等の利用及び提供

#### 1 調査票情報の二次利用

法第32条においては、国の行政機関の長又は届出独立行政法人等は、統計の作成等を行う場合又は統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を自ら用いること（二次利用）ができると規定されている。

平成26年度に、国の行政機関及び届出独立行政法人等が、所管する統計調査の調査票情報を二次利用した件数は628件となっている（表16、資料16（P96）、資料18（P100）参照）。

表16 法第32条の規定に基づく調査票情報の二次利用（平成26年度）

統計調査 所管府省等名	利用件数	統計の作成等を行う場合	
		統計の作成等を行う場合	統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合
内閣官房	0	－	－
内閣府	3	3	0
総務省	58	55	3
法務省	0	－	－
外務省	0	－	－
財務省	6	5	1
文部科学省	113	98	15
厚生労働省	188	184	4
農林水産省	99	93	6
経済産業省	112	104	8
国土交通省	46	43	3
環境省	3	3	0
防衛省	0	－	－
人事院	0	－	－
日本銀行	0	－	－
合計	628	588	40
(参考) 平成25年度の実績	643	593	50

注）平成26年度に利用を開始したものの数であり、25年度以前から継続して利用しているものは含まない。

#### 2 調査票情報の提供

法第33条においては、国の行政機関の長又は届出独立行政法人等は、

- ・ 国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他これに準ずる機関（以下「公的機関」という。）が、統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成を行う場合（法第33条第1号）
- ・ 公的機関が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者が、当該総務省令で定める統計の作成等を行う場合（法第33条第2号）

に、その行った統計調査に係る調査票情報を、これらの者に提供することができる」と規定されている。

後者の場合について、総務省令においては、公的機関が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として、

- ・ 公的機関と共同して行う調査研究に係る統計の作成等
- ・ 公的機関が費用の全部又は一部を公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等
- ・ 国の行政機関、地方公共団体が政策の企画、立案、実施又は評価に有用であると認める統計の作成等その他特別な事由があると認める統計の作成等

が規定されている。

平成26年度に、国の行政機関及び届出行政機関等が、法第33条第1号に該当するとして、調査票情報を提供した件数は2,437件となっている。また、法第33条第2号に該当するとして、調査票情報を提供した件数は281件となっている（表17、資料17（P98）、資料18（P100）参照）。

表17 法第33条の規定に基づく調査票情報の提供（平成26年度）

統計調査 所管府省等名	法第33条第1号該当件数 (公的機関への提供)			法第33条第2号該当件数 〔公的機関が行う統計作成と同等の公益性を 有する統計の作成等を行う者への提供〕			
	統計の作成 等を行う場 合	統計を作成 するための 調査に係る 名簿を作成 する場合		公的機関と 共同して行 う調査研究 に係る統計 の作成等 を行う者への 提供	公的機関が 費用の全部 又は一部を 公募の方法 により補助 する調査研 究に係る統 計の作成等 を行う者へ の提供	国の行政機 関、地方公 共団体が政 策の企画、 立案、実施 又は評価に 有用である と認める等 の統計の作 成等を行う 者への提供	
内閣官房	0	-	-	0	-	-	-
内閣府	1	1	0	3	0	3	0
総務省	399	271	128	51	0	51	0
法務省	0	-	-	0	-	-	-
外務省	0	-	-	0	-	-	-
財務省	13	12	1	5	0	5	0
文部科学省	218	218	0	3	0	3	0
厚生労働省	1,286	1,281	5	152	10	138	4
農林水産省	40	34	6	3	0	3	0
経済産業省	335	317	18	52	0	52	0
国土交通省	140	140	0	12	1	8	3
環境省	5	5	0	0	-	-	-
防衛省	0	-	-	0	-	-	-
人事院	0	-	-	0	-	-	-
日本銀行	0	-	-	0	-	-	-
合計	2,437	2,279	158	281	11	263	7
(参考) 平成25年度の実績	2,504	2,354	150	244	10	227	7

注) 平成26年度に利用を開始したもの数であり、25年度以前から継続して利用しているものは含まない。



### 3 委託による統計の作成等の実施

法第34条においては、統計法施行規則（平成20年総務省令第145号）第10条に基づき、国の行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、学術研究の発展に資すると認められる場合又は高等教育の発展に資すると認められる場合に、一般からの委託に応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を利用して、統計の作成等（以下「オーダーメイド集計」という。）を行い、これを提供することができると規定されている。

平成26年度末現在、国の行政機関及び届出行政機関等がオーダーメイド集計の対象としている統計調査は26調査（239年次分）となっている（資料19（1）（P104）参照）。これらのうち、13調査については、法第37条の規定に基づき、政令で定める独立行政法人等（独立行政法人統計センター）に委託してオーダーメイド集計の提供を実施している。

平成26年度のオーダーメイド集計の提供件数は29件となっている（表18、資料20（1）（P105）参照）。

表18 オーダーメイド集計の結果の提供件数（平成26年度）

統計調査 所管府省等名	オーダーメイド集計 の結果の提供件数	学術研究の発展 に資すると認め られる場合	高等教育の発展 に資すると認め られる場合	(参考) 統計調査ごとに 計上した場合の 提供件数
内閣府	0	－	－	0
総務省	22	22	0	22
財務省	0	－	－	0
文部科学省	0	－	－	0
厚生労働省	4	4	0	4
農林水産省	0	－	－	0
経済産業省	0	－	－	0
国土交通省	2	2	0	2
日本銀行	1	1	0	1
合計	29	29	0	29
(参考) 平成25年度の実績	13	12	1	13

注）1件の申出で複数の統計調査に係る匿名データの提供を受け付けている場合があるため、統計調査ごとに計上した場合の提供件数を参考値として記載している。

### 4 匿名データの作成、提供

法第35条第1項においては、国の行政機関の長又は届出独立行政法人等が、その行った統計調査に係る調査票情報を加工して、匿名データを作成することができると規定されており、同条第2項においては、行政機関の長は、基幹統計調査に係る匿名データを作成しようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならないと規定されている。

平成26年度においては、総務大臣から社会生活基本調査に係る匿名データの作成について、厚生労働大臣から国民生活基礎調査に係る匿名データの作成について統計委員会に諮問が行われた。

注) 社会生活基本調査については、調査票Aに係る匿名データの提供が既に開始されていたが、調査票Bに係る匿名データについて改めて諮問が行われたものである。

また、国民生活基礎調査に係る匿名データについては、平成13年、16年及び19年調査の匿名データの提供が既に開始されていたが、10年及び22年調査の匿名データについて、匿名化手法に変更があったことから改めて諮問が行われたものである。

また、法第36条においては、統計法施行規則第10条及び第16条において準用する同令第11条から第14条までの規定に基づき、学術研究の発展に資すると認められる場合、高等教育の発展に資すると認められる場合又は国際社会における我が国の利益の増進等に資すると認められる場合には、一般からの求めに応じ、匿名データを提供することができると規定されている。

平成26年度末現在、国の行政機関が匿名データの提供を行っている統計調査は7調査（41年次分）となっている（資料19（2）（P104）参照）。これらのうち、6調査については、法第37条の規定に基づき、政令で定める独立行政法人等（独立行政法人統計センター）に委託して匿名データの提供を実施している。

平成26年度の匿名データの提供件数は37件となっている（表19、資料20（2）（P106）参照）。

表19 匿名データの提供件数（平成26年度）

統計調査 所管府省名	匿名データ の提供件数	学術研究の 発展に資す ると認めら れる場合	高等教育の 発展に資す ると認めら れる場合	国際社会にお ける我が国の 利益の増進等 に資すると認 められる場合	(参考) 統計調査ごと に計上した場合 の提供件数
総務省	33	32	1	0	41
厚生労働省	4	4	0	0	4
合計	37	36	1	0	45
(参考) 平成25年度の実績	41	37	4	0	47

注) 1件の申出で複数の統計調査に係る匿名データの提供を受け付けている場合があるため、統計調査ごとに計上した場合の提供件数を参考値として記載している。

## 5 調査票情報等の適正管理のための措置

法第39条第1項においては、国の行政機関の長、政令で定める地方公共団体の長及び届出独立行政法人等は、調査票情報等を適正に管理するために必要な措置を講じなければならないと規定されている。

国の行政機関、政令で定める地方公共団体及び届出独立行政法人等におい

では、「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」  
（平成21年2月6日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）に基づき、又は同ガイドラインを参考として、調査票情報等を適正に管理するための措置（管理台帳の整備、研修の実施、点検・監査の実施等）を講じている。

平成26年度には、統計調査員や配達業者等が過失により調査票や調査対象名簿を紛失・誤配布するなどの管理上問題があると見られる事案が確認されたため、関係機関においては、管理の徹底についての指導等、再発防止に引き続き取り組んでいる。

#### IV 統計委員会

法第5章の規定、統計委員会令（平成19年政令第300号）等に基づき、内閣府に統計委員会が置かれ、法に定める事項について調査審議が行われている。

また、統計委員会には部会を置くことができるとされており、平成26年度末時点で7部会が置かれている。

平成26年度においては、統計委員会は11回開催され、部会は合計で46回開催されている（表20参照）。

統計委員会に平成26年度に諮問され、同年度に答申した案件は12件あった。また、26年度当初時点で、25年度から審議継続となっていた諮問案件が1件（商業動態統計調査の変更及び商業動態統計調査の指定の変更について）あり、26年度に答申が行われた。平成26年度に諮問が行われ、26年度末時点で調査審議中となっているものは1件（経済センサス-活動調査の変更について）となっている（表21参照）。

なお、必要に応じて、統計委員会の審議に資するために、公的統計の現状に関する情報収集等を目的として、統計委員会委員と統計利用者との意見交換会や統計委員会委員による統計調査員への同行等の実情視察等が行われている。

表20 統計委員会及び部会の開催実績等（平成26年度）

		開催回数				
		平成26年度	(参考)			
			平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度
統計委員会		11	11	9	11	11
部会名	部会の所掌	開催回数				
		平成26年度	(参考)			
			平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度
基本計画部会	公的統計の整備に関する基本的な計画、基幹統計を作成する機関に対する協力要請及び法律の施行の状況に関する事項	10	12	5	5	4
国民経済計算部会	国民経済計算の作成基準の設定及び産業連関表に関する事項	5	0	0	1	4
人口・社会統計部会	人口及び労働統計並びに家計、住宅、厚生、文化及び教育など国民生活・社会統計に関する事項	11	8	8	4	9
産業統計部会	農林水産、鉱工業、公益事業及び建設統計に関する事項	4	11	3	6	4

サービス統計・企業統計部会	通信、運輸、商業、貿易、物価、サービス、流通、環境、財政及び金融統計並びに企業経営及び企業・事業所全般を対象とする統計などの企業統計に関する事項	10	12	4	4	6
統計基準部会	統計基準に関する事項	1	4	0	0	1
匿名データ部会	基幹統計調査に係る匿名データに関する事項	5	1	4	3	3
部会計		46	48	24	23	31

表21 統計委員会における諮問・答申件数

	平成25年度に諮問され平成26年度に答申した事案	平成26年度に諮問され同年度に答申した事案	平成26年度に諮問され同年度末で調査審議中の事案
国民経済計算の作成基準（法第6条第2項）	0	1	0
基幹統計の指定（法第7条第1項、第7条第3項）	0	1	0
基幹統計調査（法第9条第4項、第11条第2項）	0	5	1
基幹統計の指定（法第7条第1項、第7条第3項）及び基幹統計調査（法第9条第4項、第11条第2項）	1	2	0
統計基準の設定（法第28条第2項）	0	1	0
匿名データの作成（法第35条第2項）	0	2	0
合計	1	12	1

## V その他

### 1 統計情報の提供（e-Statの取組等）

「政府統計の総合窓口（e-Stat）」（<http://www.e-stat.go.jp/>）は、国の行政機関が作成する統計に関する情報のワンストップサービスを実現することを目指し、総務省が中心となって政府全体で運営する政府統計のポータルサイトである（資料27（P115）参照）。

国の行政機関等が登録した統計表ファイル、統計データ、公表予定、新着情報、調査票項目情報、統計分類等の各種統計関係情報は、e-Statを通じて提供されており、e-Statは法第54条の規定に基づく公的統計の所在情報の提供の取組並びに法第8条及び第23条の規定に基づく統計の公表の取組の中核を担っている。

e-Statは、平成26年度末時点で、登録されている統計の数は494件、提供されている統計表の数は約58.7万件となっており、平成26年度に約4,890万件のアクセスがあった（このうち、クローラによるアクセス<sup>\*</sup>）を除いた件数は約2,005万件）（表22参照）。

<sup>\*</sup>）クローラによるアクセス：検索エンジン運営会社による検索用インデックス作成のためのデータ収集を目的とした機械による自動アクセス

表22 政府統計の総合窓口（e-Stat）のアクセス件数（平成26年度）

府省等名	府省等のコンテンツに対するアクセス件数
内閣官房	3,584
内閣府	726,261
総務省	16,029,217
法務省	922,443
外務省	17,343
財務省	9,791,386
文部科学省	2,086,396
厚生労働省	6,617,220
農林水産省	10,542,367
経済産業省	664,272
国土交通省	1,404,343
環境省	70,154
防衛省	183
人事院	28,185
合計	48,903,354
(参考)平成25年度実績	34,930,463

注) アクセス件数は、基幹統計調査・一般統計調査の情報に関するコンテンツに係るものの他、業務統計や加工統計の情報に関するコンテンツに係るものも含む。

## 2 罰則等

平成26年度に、法第7章に規定する罰則等に関して、告発が行われた事案、起訴又は裁判が行われた事案又はその他問題事案（告発等に至っていないものの法との関連で問題があるとみられる事案のうち公表されたもの）はなかった。

## 3 指定委託法人の検討（法附則第17条に基づく本則第37条の見直しの検討）

法附則第17条においては、法の施行後5年を目途として、法第37条の規定<sup>\*)</sup>の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする規定されている。

\*) オーダーメイド集計及び匿名データの提供については、事務の全部を委託する場合は、政令で定める独立行政法人等に委託することとされ、統計法施行令（平成20年政令第334号）第12条において、独立行政法人統計センターが指定されている。

平成26年度においては、総務省及び関係府省等において、これまでの委託の状況等を踏まえ検討した結果、現時点で特段の措置を講ずる必要がないとの結論に至った（資料29（P117）参照）。

